

陸曹等の被服代価の払込金等について（通達）

昭和 43 年 4 月 30 日
陸幕 1 第 338 号

改正 平成 19 年 3 月 28 日陸幕法第 61 号 平成 30 年 3 月 14 日陸幕法第 104 号

陸上総隊司令官
各方面総監
各部隊長 殿
各機関の長

陸上幕僚長の命により
総務課長

（例規 21）

陸曹等の被服代価の払込金等について（通達）
標記について、別添のとおり解釈通達があったので通達する。
なお、この通達は昭和 43 年 4 月 22 日から適用される。

別添
防人 3 第 1031 号
43. 4. 22

陸上幕僚長殿

防衛事務次官 

曹、士及び学生の死亡における支給被服の代価徴収等について（通達）

標記について、防衛庁職員給与法施行令第 17 条の 2 第 3 項にいう「1 等陸曹等、1 等海曹等若しくは 1 等空曹等又は学生以外の者となった場合」には死亡の場合を含まないものと解釈するのを相当とするので代価徴収はしないように取り扱われたい。

また、同令第 17 条第 1 項にいう「支給」とは、それにより支給品の所有権を相手方に移転するものであり、この場合については第 16 条第 4 項に相当する規定がないので現品回収もしないように取り扱われたい。